

宮田村議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 1 日

宮田村議会議長 天野 早人

宮田村議会規則第 号

宮田村議会会議規則の一部を改正する規則

宮田村議会会議規則（昭和 6 3 年規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

「第 1 7 章 全員協議会等（第 1 2 5 条・第 1 2 6 条）
目次中 第 1 8 章 議員の派遣（第 1 2 7 条）」を

「第 1 7 章 全員協議会等（第 1 2 5 条—第 1 2 8 条）
第 1 8 章 議員の派遣（第 1 2 9 条）」に、

「28」を「30」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「2 人」を「1 人」に改める。

第 5 0 条の次に次の 1 条を加える。

（議員間討議）

第 5 0 条の 2 質疑の後、議長が必要があると認めたとき又は議員から動議が提出されたときは、会議に諮って議員間討議を行う事ができる。

第 5 8 条中「質疑」の次に「、議員間討議」を加える。

第 6 4 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開催の特例）

第 6 4 条の 2 やむを得ない理由により、委員会の開催場所への参集が困難な場合は、映像と音声の送受信により相互の状況を認識できる機器を活用する方法（以下「オンライン委員会等」という。）で開催することができる。

2 オンライン委員会等の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 6 6 条の次に次の 1 条を加える。

(委員間討議)

第66条の2 委員長が必要があると認めるとき又は委員から動議が提出されたときは、委員会に諮って委員間討議を行う事ができる。

第80条第1項中「起立」の次に「又は挙手」を、「起立者」の次に「又は挙手者」を加え、同条第2項中「起立者」の次に「又は挙手者」を加える。

第86条ただし書中「起立」の次に「又は挙手」を加える。

第93条第1項中「次の区分により」を削り、同項各号を次のように改める。

(1) 及び(2) 削除

第126条中「議会」を「、議会」に改める。

第128条を第130条とする。

第18章中第127条を第129条とする。

第17章中第126条の次に次の2条を加える。

(危機管理を担う組織)

第127条 法第100条第12項の規定により議会の危機管理を担う組織を設ける。

(協議又は調整を行うための場の開催の特例)

第128条 やむを得ない理由により、法第100条第12項の規定により設ける協議又は調整を行うための場への参集が困難な場合に、オンライン委員会等を開催する場合は第64条の2の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。